

～ 「特定求職者雇用開発助成金」をご活用の藤枝市内事業所の皆様へ ～

令和3年度「藤枝市高年齢者等雇用奨励金」のご案内

藤枝市では、高年齢者・障害者等の雇用機会の増大を図るために「高年齢者等雇用開発奨励金」制度を設けています。

■ 「藤枝市高年齢者等雇用奨励金」の交付を受けることができるのは、次の 1～4 のいずれにも該当する中小企業の事業主の場合です。

- 1 次の①～⑥に該当する求職者を、焼津公共職業安定所等の紹介により雇用
① 高年齢者（雇用時年齢満60歳以上） ② 身体障害者 ③ 知的障害者
④ 精神障害者 ⑤ 母子家庭の母等
⑥ 父子家庭の父（児童扶養手当を受けている者に限る）
- 2 対象者を、国の「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）」の助成期間満了後も引き続き雇用
- 3 対象者を藤枝市内の事業所で雇用
- 4 対象者が藤枝市民であること

■ 奨励金

10,000円／月を最高6ヶ月分

※国の助成期間満了後も引き続き雇用した場合、最高6ヶ月分を支給

■ 申請時期

申請手続きは対象とされた期間の満了日の翌月

※例えば、国の助成期間満了日が3月の場合で、引き続き9月まで雇用した場合、10月が申請月となり、最高助成額の60,000円（10,000円×6ヶ月）を助成

※仮に6月まで雇用した場合、7月が申請月となり、30,000円（10,000円×3ヶ月）を助成

■ 申請手続き

所定の申請用紙に必要事項をご記入の上、特定求職者雇用開発助成金の決定通知書の写しと、雇用実態の確認できる書類（被雇用者の出勤簿等）の写しを添付して提出

■ 問い合わせ先

藤枝市産業振興部産業政策課就労促進担当 ☎ 643-3165

※詳細は市HP：<http://www.city.fujieda.shizuoka.jp> から確認できます。